

# ご存知ですか！？

灰溶融炉建設の為の「公害防止協定」を結ぶ対象区に、  
木の間、若宮、横吹区が新たに加わりました！  
協定を結ぶ前に、よ～く考えてください。

公害防止協定を結んでも、建設してしまえば、万一事故があったら取り返しの付かない事になります。内容の話し合いもせずに、詳しい内容まで決めないで調印する事は、大変に危険です！

富士見町休戸で灰溶融施設建設を計画している諏訪南行政事務組合は昨年 12 月 24 日、今年 2 月 4 日に落合地区の各区や建設予定地の「地元区」である花場区、休戸区、大武川区、先能区と公害防止協定（裏面参照）の調印式を予定していましたが、いずれも頓挫しています。

その大きな理由は、二つあります。

（１）組合が提示した協定案は中身がなく、万一の時には住民の安全を全く保障しない。

（２）調印すると、建設に同意したと言う事になる。

組合は建設する事を前提とした「公害防止協定」を結ぶ事で「地元の理解を得た」としたいのです。花場区と休戸区は組合が教えない灰溶融炉の危険性に気付き、H16年に調印した建設同意書を1月に撤回し、建設計画の中止を求めました。

大武川区が同1月に行った区民アンケートでは91.5%の区民が建設に反対しています。

広がる一方の地元地域での反対に対して、組合は慌てて若宮、木の間、横吹の3区に的を変え、協定書の調印を迫ると言う情報を得ています。

急いで締結する必要は全くありませんし、3区の皆さんによくよく考えていただきたいのです。

## ● 肝心なのは細部提示

皆さんがその危険性に気付かないうちに締結させて「地元住民の理解を得た」として反対意見を振り切って一気に実行に移ると言うのが組合の狙いと思われます。しかし公害訴訟の第一人者である「ゴミ弁連」会長の梶山正三弁護士は、「細目協定が明確になるまでは協定を締結してはいけない」と言っています。その細目協定も、梶山先生のような専門家に細かくチェックしてもらわないと、万一の時に全く役に立たない協定書になってしまいます。

## ● 区長や役員会に一任すべきではない。また組合の「区の本釣り」にも注意！

協定の中身は皆さんの安全と健康、次世代の命が掛かっている大事な問題です。とても区長や役員会に一任すべき次元のものではありません。総会で協議し、全員で決めないと、区長や役員も責任が重過ぎます。また関係区で団結して、すべての区が納得する事が大事です。組合による「区の本釣り」にも注意しましょう。

## ● 専門家を交えての徹底した協議なしに、効力のある協定はありえません。

組合が示した案を鵜呑みすると、後で「こんなはずじゃなかった」と泣くのは住民。「ややこしく、早くサインしてしまいたい」と言う気持ちは分かりますが、現在提示されている「白紙委任」(梶山先生)のような協定では、万一の時はほとんど役に立ちません。たとえば、こう言うときに住民を支援してくれる団体があります：「たたかう住民とともにゴミ問題の解決をめざす100人の弁護士の連絡会」(通称「ゴミ弁連」TEL: 0246-24-2340 HP: <http://gomibenren.jp/>)。とりあえずこちらに連絡してアドバイスを請う事をお勧めします。専門家を交えての徹底した協議なしでは、効力のある協定はありえません。

## ● 住民も条件を提示しましょう

組合が提示する内容の点検に加え、例えばダイオキシン測定のための連続採取措置やスラグによる土壌汚染、地下水汚染に対する予防対策と損害賠償制度の明記と確約など、住民の安全を本格的に守る条件を盛り込むようにしましょう。

## ● 地元なのになぜか「関係区」に含まれていなかった横吹、木の間、若宮

組合がこれまで「関係区」と呼んでいたのは休戸、花場、先能、上蔦木、下蔦木、神代、烏帽子、平岡、机、瀬沢、に北杜市の大武川、上教来石、下教来石、花水の計14区。花水まで入っているのに、なんですぐ地元の横吹、木の間、若宮が含まれていなかったのでしょうか？

\*\*\*\*\*  
大切な細部が何も示されていないこの協定を結ぶ事は危険です。細部を提示させて、専門家を交えて根気良く協議し、厳しい条件を提示して行く事が有効な協定の唯一の作り方。組合が嫌がるぐらいの内容でないと、協定を結ぶ意味はありません。なお、私たちは公害を防止し、住民の安全を守るためには、協定を結ぶよりも建設を止めた方が確実に楽だと思っています。

「八ヶ岳周辺のごみ問題を考えるネットワーク」発行 TEL: 0266-79-6977 小林峰一 <http://yoyuro.blogspot.com/>

## 組合側から提出されている「諏訪南灰溶融施設に係る公害防止協定書」案

区（以下「甲」という。）と諏訪南行政事務組合（以下「乙」という。）とは、乙が長野県諏訪郡富士見町富士見5240番地外に設置する諏訪南灰溶融施設（以下「灰溶融施設」という。）に関して、富士見町長及び原村長を立会人として次のとおり公害防止協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、灰溶融施設の建設及び運営に関して、公害の発生を未然に防止し、地域住民の安全と生活環境の保全を図ることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 乙は、灰溶融施設の建設及び運営に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)、富士見町環境保全条例(昭和63年条例第2号)及び本協定に定める事項を遵守するものとする。

（管理体制等）

第3条 乙は、地域住民の安全と生活環境の保全を図るため、灰溶融施設の建設及び運営に係る管理体制を確立するとともに、必要な設備及び機器を整備するものとする。

2 乙は、灰溶融施設の敷地造成、建築、設備及び機器等の計画に際しては、東海地震等の大規模地震、集中豪雨その他自然災害に対する備えについて、十分考慮するものとする。

3 乙は、灰溶融施設の排出ガスについて、別表に定める自主基準に適合するよう処理するものとする。

4 乙は、灰溶融施設のプラント排水について、プラント排水クローズドシステムを採用し、河川への放流は行わないものとする。

（地元委員会の設置）

第4条 乙は、灰溶融施設の建設及び運営について地域住民の意見を聴くことにより安全面に万全を期するため、甲及び乙と「諏訪南灰溶融施設に係る公害防止協定」を締結している区（以下「関係区」という。）の長並びに甲が推薦する区民及び関係区の長が推薦する関係区の住民とからなる諏訪南灰溶融施設地元委員会（以下「地元委員会」という。）を設置するものとする。

2 乙は、前項に規定する委員会に、灰溶融施設の管理運営状況についての報告及び意見交換の場を設けるものとする。

（住民の安全及び生活環境保全のための措置）

第5条 地元委員会は、灰溶融施設を原因とする地域住民の安全上又は生活環境の保全上の支障が発生するおそれがあると認められるときは、乙に対し、その支障発生防止のために必要な措置を求めることができるものとする。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。↗

（事故が発生した場合の措置）

第6条 乙は、灰溶融施設に故障、破損その他の事故が発生したことにより、地域住民の安全上又は生活環境の保全上の支障が生じたとき又はそのおそれのあるときは、直ちに操業を停止し、必要な措置を講ずるとともに、その状況を地元委員会に説明するものとする。

（立入調査）

第7条 乙は、地元委員会が地域住民の安全又は生活環境の保全を図るため必要があると認める場合は、地元委員会の委員及び地元委員会の指定する者の灰溶融施設への立入調査を受け入れるものとする。

（情報公開）

第8条 乙は、灰溶融施設の各種法定環境測定結果及び操業の状況の記録を住民に公開するものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、灰溶融施設を原因とする地域住民の安全上又は生活環境の保全上の支障が生じ、地域住民に損害を与えた場合は、誠意をもってその損害を賠償するものとする。

（協定違反時の措置）

第10条 地元委員会は、乙がこの協定に違反したときは、乙から事情を聴取した上で、改善措置が講ぜられ又は違反状態が解消されるまでの間の操業を停止するよう求めることができる。

（細目規定）

第11条 乙は、この協定に定める事項の実施に関し必要な細目的事項について、地元委員会の意見を聴いた上で、別に定めるものとする。

2 前項の規定は、細目的事項の変更について準用する。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、地元委員会の意見を聴いた上で、甲乙協議のうえ定めるものとする。

別表（第3条第3項関係）

項目	自主基準	国の基準(注)
ばいじん (g/Nm3)	0.02	0.15
硫黄酸化物 (ppm)	80	2,730
窒素酸化物 (ppm)	150	250
塩化水素 (mg/Nm3)	163	700
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm3)	0.1	5

排出ガス自主基準

（注）国の基準は、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の廃棄物焼却炉に該当する基準

\*\*\*\*\*

## 第一人者の見方

協定を一読し、その中身の無さ、欠点の多さから不安になり、**ゴミ弁連会長で廃棄物関連の訴訟の第一人者である梶山正三弁護士**に協定書に対する意見をお伺いしました。以下は梶山先生自らの言葉です：

協定書案の内容は抽象的・一般的で具体的でないですね。

- ・第3条の内容は抽象的で、具体的に何をするのか分からない。
  - ・「生活環境の保全上の支障」などの判定を誰がどうやってやるのか不明。法定の方法では、**問題がある場合でも、「問題なし」という結論になる。**
  - ・「操業の記録」などの**情報公開の範囲も不明確。**いずれにしても、測定結果と操業記録だけでは不十分。例えば、データの公開も、「**生データ**」と**結果の数値だけの公開とは意味が全く違う。**
  - ・「**協定違反時の措置**」などの項目があるが、協定自体が抽象的なので、「**違反したかどうか**」それ自体も**明確な判断ができない。**
  - ・**損害賠償、法令遵守**なども一般的で、**当然のことを書いただけ。**
  - ・「**立入調査**」の内容・**時期も不明。**しばしば問題になるのは「**随時・予告なしの立入**」を認めるのか、又は「**事前の予告・組合の認める時間帯だけの立入**」を認めるのかですが、前者と後者では意味が全く違います。**具体的な部分も少しだけありますが、役に立たない。**
  - ・排ガス測定の自主基準値が書いてありますが、法定の項目だけなので、**ほとんどの有害物質が対象から外されている。**
  - ・排ガス採取は法定の頻度は**年1回**なので、これだけでは**無意味。**
- 地元委員会**
- ・「**甲が推薦した住民**」「**区長が推薦した住民**」だけが委員になるのですから、**溶融炉に批判的な住民は当初から除外される可能性が高い。**
  - ・**会議の無条件公開**とか**一定数（例えば30人以上）の住民が推薦した者は必ず委員として認める**などの規定が必要。↗

**生活環境保全上の支障又はそのおそれを判断する方法**については、「**細目協定**」に記述されると思います。しかし、次のような問題が予想される。

- ・大気環境測定の項目が法定の項目に限定される可能性が高い。
- ・大気環境測定の「**測定地点**」は、地形・年間気象データなどを十分検討してできるだけ**多数の地点でやる必要があるが、それができるだけの能力が組合には多分ない。**
- ・大気環境測定は、排ガス採取時の気象条件の影響がとても大きいので、**年に数回程度の測定では、生活環境保全上の支障の有無など判定できる資料にならない。**

\*\*\*\*\*

## 結論

総じて、**案が簡単すぎて、大切なことは全て「細目協定」に委任されている。**これは一種の「**白紙委任**」で、**協定案としての体をなしていない。**

「**細目協定が明確にならなければ、協定の内容自体が不明なので、細目協定が明確になるまでは協定を締結してはいけない**」ということが言えると思います。

とりあえず、「**細目協定案提示後でなくては、協定締結はあり得ない**」ことを組合に承認させ、かつ、**詳細な細目協定を出させた上で、地元で十分な検討をする日時を与え、組合側や反対派住民の推薦する専門家を交えた公開討論会などを組合に行わせる**などが考えられます。